

泉大津市幼児 2 人同乗用自転車購入助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、泉大津市環境基本条例（平成 1 4 年泉大津市条例第 2 号）第 6 条の規定に基づき、地球温暖化防止対策を推進し、2 0 5 0 年二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、持続可能な脱炭素社会を形成するため、市民に対し予算の範囲内において、泉大津市幼児 2 人同乗用自転車購入助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、自転車の利用の促進を図り、家庭からの温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼児 2 人同乗用自転車 幼児 2 人同乗基準適合車マーク（一般社団法人自転車協会（以下「自転車協会」という。）が定める自転車安全基準に適合した製品にのみ表示される。）及び B A A マーク（自転車協会が定める自転車安全基準適合マークをいう。）が貼付されたものをいう。
- (2) 専用幼児座席 ヘッドガードがあり、S G マーク（一般財団法人製品安全協会が定める安全性の認定基準マークをいう。）が貼付されたものをいう。
- (3) 電動アシスト機能 道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 1 条の 3 に定める基準を備えたものをいう。
- (4) 防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 5 5 年法律第 8 7 号）第 1 2 条第 3 項に規定する防犯登録をいう。
- (5) 泉大津市民 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている住所に現に居住しているものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、新品かつ未使用品の幼児2人同乗用自転車を毎年3月1日から翌年2月末日までの間に市内の店舗において購入し、防犯登録を受けた者のうち、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時及び幼児2人同乗用自転車の購入時において、泉大津市民である者
- (2) 申請時及び幼児2人同乗用自転車の購入時において、未就学児（小学校就学の始期に達するまでの者）を1人以上養育し、又は生計を同一にしている者
- (3) 幼児2人同乗用自転車に対し、この要綱と同様の主旨により交付される市の助成金の交付を同一世帯を構成している者を含め、これまで受けたことがない者
- (4) 市税等を滞納していない世帯に属する者
- (5) 市が行う環境保全事業に積極的に協力でき、及び家庭でのエネルギー使用状況等に関する調査に協力できる者
- (6) 運転者及び同乗する幼児が着用する自転車乗車用ヘルメットを所有している者

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、幼児2人同乗用自転車の購入に要した費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、次に掲げる金額を上限とする。

- (1) 幼児2人同乗用自転車 30,000円
 - (2) 電動アシスト機能付幼児2人同乗用自転車 45,000円
- 2 2席目の専用幼児用座席を購入した者については、専用幼児用座席の購入に要した費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）を第1項の金額に足したものを助成金の額とし、5,000円を上限とする。
- 3 第1項及び第2項の購入に要した費用のうち、仮想通貨、クーポン、ポイント、金券、商品券及びそれらに類するものの利用は対象外とし、購入に要した費用に含めない。
- 4 この要綱によらない他の団体及び事業により交付された助成金及びそれに類するものの交付を受けたことがある場合は、その額を助成金の

額から減じた額を助成金の額とする。

- 5 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添付して、泉大津市幼児2人同乗用自転車購入助成金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 購入費に係る領収書の写し又は購入費に係る支払いが確認できる書類(発行時に申請者の氏名及び購入品目ごとの金額が明記されているもの)
 - (2) 製造メーカーの保証書の写し(型番、製造番号、保証期間並びに申請者の氏名及び住所等が明記されており、購入先の分かるもの)。ただし、当該保証書の写しによっては安全基準に適合した自転車であるか否かを判断できない場合は、販売店が安全基準に適合している旨を証する書面
 - (3) 防犯登録の際に発行される自転車防犯登録カード(お客様控え)の写し
 - (4) 自転車全体、BAAマーク及び幼児2人同乗基準適合車マークを確認できるカラー写真
 - (5) 自転車乗車用ヘルメットを同時に購入していない場合は、所有している自転車乗車用ヘルメットを確認できるカラー写真
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号から第6号に定める書類の提出は、電子データを送信する方法により行うことができるが、申請書兼請求書については、電子データを送信する方法による提出はできないものとする。
- 3 申請書兼請求書に記載された申請者及び口座名義人並びに幼児2人同乗用自転車の購入者は、同一の者でなければならない。
- 4 交付申請は、毎年4月1日から翌年3月15日までの間に行わなければならない。

- 5 交付申請は、直接持参の方法により先着順に行うものとする。
- 6 受け付けた申請に係る助成金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付を行わないものとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、助成金の交付の可否について決定を行うものとする。

- 2 市長は前項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に対し泉大津市幼児2人同乗用自転車購入助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

- 3 市長は、第1項の審査の結果、助成金の交付しない旨の決定をしたときは、申請者に対しその理由を付して泉大津市幼児2人同乗用自転車購入助成金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定した場合は、申請者に対し助成金を交付する。

- 2 補助金の交付は、申請書兼請求書に記載された金融機関口座への振り込みにより交付する。

(交付決定の取消等)

第8条 市長は、第6条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき
- (2) 助成金交付の目的に反して当該幼児2人同乗用自転車を使用したとき
- (3) 助成金交付の日から2年以内に譲渡、交換、貸付及び自らの利益のために売却したとき
- (4) この要綱の規定に違反したとき

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合に

において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて当該助成金の返還を命ずることができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該助成金を市長に返還しなければならない。

(交付を受けた者の責務)

第10条 助成金の交付を受けた者は、持続可能な脱炭素社会を形成するための活動に努め、環境に配慮した生活を実践しなければならない。

- 2 助成金の交付を受けた者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成28年大阪府条例第5号）等の関係法令を遵守し、未就学児への交通安全教育を実施し、自転車利用時にヘルメットを着用する等、自転車の安全利用に努めなければならない。また、当該幼児2人同乗用自転車を利用する者は、損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と、被害者の保護を図るため、自転車保険に加入しなければならない。

(協力の要請)

第11条 市長は、助成金の交付を受けた者に対し、市が実施する環境保全事業及び家庭でのエネルギー使用状況等に関する調査への協力を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(適応区分)

- 2 令和6年3月1日から令和6年3月15日までの間に購入された幼児2人同乗用自転車については、この要綱の対象としない。
- 3 令和6年3月16日から令和6年3月31日までの間に購入された幼児2人同乗用自転車については、「令和5年度泉大津市幼児2人同乗用自転車購入助成金交付要綱」の規定による添付書類によって申請を受

け付けることができるものとする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

泉大津市長 様

(〒 -)

申請者 住所

氏名

印

連絡先

()

泉大津市幼児2人同乗用自転車購入助成金交付申請書兼請求書

泉大津市幼児2人同乗用自転車購入助成金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。なお、申請にあたり、私（同一世帯の者を含む。）の住所、市税等の納付状況を調査することに同意します。

幼児2人同乗用自転車 電動アシスト機能 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	製造メーカー						
	品名・型番						
	購入年月日		年 月 日				
養育している 未就学児	氏名						
	生年月日		年 月 日			年 月 日	
助成金申請額	万	千	百	十	一	円	
振込先 金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 労金 <input type="checkbox"/> 信連 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組						
支店名	<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 本店営業部						
預金種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (右詰め)						
フリガナ							
口座名義							

○添付書類 購入費に係る領収書の写し又は購入費に係る支払いが確認できる書類

(に) 製造メーカーの保証書の写し

防犯登録カード（お客様控え）の写し

カラー写真（自転車全体、各種マーク(BAA, SG, 幼児2人同乗基準適合車)が確認できるもの)

所有している自転車用ヘルメットを確認できるカラー写真

○助成金申請額 電動アシスト機能有=45,000円 電動アシスト機能無=30,000円

2席目の専用幼児用座席を購入したもの=上記金額に5,000円を加える。

購入に要した費用が上記金額に満たない場合=購入金額（千円未満切捨て）

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

泉大津市長

印

泉大津市幼児2人同乗用自転車購入助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました泉大津市幼児2人同乗用自転車購入助成金の交付について、泉大津市幼児2人同乗用自転車購入助成金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり交付決定しましたので通知します。

交付決定額 金 円

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

泉大津市長

印

泉大津市幼児2人同乗用自転車購入助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました泉大津市幼児2人同乗用自転車購入助成金の交付については、次の理由により不交付と決定しましたので通知します。

（理由）